

『高額療養費の支給制度はどうなっているのですか?』

Q 医療費がかさんでしまいました。医療費が戻る制度とはどのようなものですか?

A 同じ世帯で、同じ月内に支払った医療費が高額になった場合、次の事に該当した時は、一定基準を超えた額が、あとから高額療養費として国民健康保険から払い戻されます。

①同じ被保険者が、同じ病院等に支払った額が、一月に六万三千元(住民税非課税世帯は三万五千四百円)を超えた

②同じ世帯で、同じ月内に病院等にかかり、三万円(住民税非課税世帯は二万一千円)以上の一部負担金を支払った人が複数いた場合、合算して六万三千元(住民税非課税世帯は三万五千四百円)を超えた場合。

③同じ世帯で、その月より前の十二ヶ月の間に、高額療養費の支給を四回以上受けた場合、四回目からは、一部負担

金が三万七千円(住民税非課税世帯は二万四千六百円)を超えた場合。

④高額な治療を継続して行う必要がある疾病として、厚生大臣が指定した「血友病」、「人工透析を必要とする慢性腎不全」については、一月に一万円を超えた場合。

支払った一部負担金の計算のしかたを教えてください。

A 病院等に支払った額のうち、保険診療の対象とならない差額ベッド代、付き添い看護料などは計算されません。

また、つぎの場合は別計算となりますので確認しましょう。

①同じ病院等でも、入院と通院は別計算です。

②同じ病院等でも、内科などの内科と歯科は別計算です。

③総合病院に通院の場合、各診療科ごとにそれぞれ別計算となります。ただし、入院中の人が他診療科を受診したときは、歯科をのぞき、まとめて計算されます。

Q 受診した日が通算して三十日以上あり、一定基準額を超えているのに、対象にならないのはなぜですか?

A 高額療養費は、月の一日から末日までの診療分を一ヶ月として計算します。月をまたがって入院し、最初の月の医

療費の一部負担金の額が三万五千円、翌月が三万円、通算して六万五千円を支払った場合でも、一日から末日までの計算ですから高額療養費は支給されません。ただし、同じ月内にいったん退院して、また同じ病院に再入院したようなときは、合わせて計算されます。

Q 手続きはどのようにするのですか?

A 高額療養費の支給を受ける場合には、申請が必要です。国民健康保険関係の窓口②番に「高額療養費支給申請書」が備え付けてありますので記入のうえ提出してください。

Q 奈良漬を食べても赤くなるけど、それでも飲酒運転?

A 道路交通法で「何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならない」とありますが、なにも酒類とは限りません。身体に通常以上のアルコール分を保有していれば飲酒運転(酒気帯び運転)となります。

Q 少々の酔いならコーヒー飲めば醒める?

A 動物実験では、覚醒効果があるとされるコーヒーが、かえってアルコールの影響を強める結果が出ています。

Q 少々飲んでも、酔ってなければ危険はないと思いますが?

A アルコール濃度1%程度



ドリンク剤を1本飲んだら、動体視力が15%低下したという報告があります。わずかな飲酒でも判断力は低下しています。

Q サウナに2、3時間いれば酔いは醒めると思いますが?

A 日本酒3合の時、体内アルコール分が平常に戻るまで8時間。さらに8時間も中枢神経障害が続きます。サウナで飲酒の影響は消えません。

年末の交通事故防止運動

12月11日(日)~12月31日(土)

<スローガン>

飲んで乗る
あなたをのみ込む
魔の一瞬

<運動の重点>

1. 飲酒運転の追放
2. 一時停止の励行
3. シートベルト着用の徹底

毎月10日は交通安全家庭の日

<12月の交通安全標語>

冬道は
あわてず
おそれず
ゆとりの走り

「税を知ろう!」中学生が標語で入賞

国や県・市町村は、私たち国民が豊かで安定した暮らしができるように、社会福祉の充実、住宅や道路の整備、教育の振興など、幅広い活動を行っています。

こうした国や地方公共団体の活動の財源となる税金は、私たちが生活の向上と安定を願う限りどうしても負担しなければならぬ会費といえましょう。

そこで、国税庁では、広く国民の皆さんに税の意義や役割を正しく理解していただくために各種の行事を行っています。

その一環として、中学生を対象にした「税に関する標語」を募集したところ、小須戸中学校生徒の作品が入賞しました。

入賞作品

- 国税モニター賞
 - 納税で 築くよい町 わが郷土
 - 一年 木伏 寛子
- 新潟県租税教育推進協議会長賞
 - 納税で きずこう未来 ささえよう明日
 - 二年 中山 美樹
- 小須戸町長賞
 - 税金で 作ろうよい町 よい未来
 - 二年 近藤 晴佳
- 小須戸町租税教育推進協議会長賞
 - よい暮らし はじめの一步は税金で
 - 二年 中山 利人

税務署から 特別減税の実施について

税制改正により、平成6年分の所得税について特別減税(所得税額の20%相当額で最高200万円)が実施されることになりました。

【給与所得者】

年末調整を受けることになっている一般のサラリーマンの方は、給与の支払者のもとで年末調整の際に特別減税額が控除されます。

【源泉徴収義務者】

給与の支払者は、年末調整の対象者については、必ず特別減税額を控除し、源泉徴収票を正確に記載してください。

※詳しくは、税務署・税務相談室におたずねください。

【公的年金等の受給者】

公的年金等を受けていて源泉徴収額がある方は、すでに特別減税額が還付されていますが、最終的な精算は確定申告によって受けることになります。

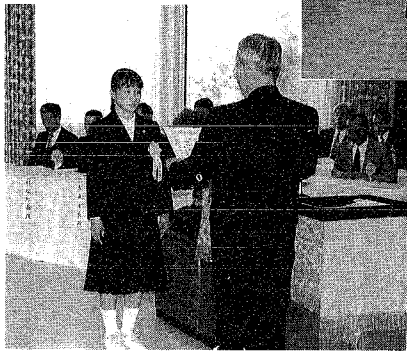
【源泉徴収義務者】

給与の支払者は、年末調整の対象者については、必ず特別減税額を控除し、源泉徴収票を正確に記載してください。

※詳しくは、税務署・税務相談室におたずねください。



新潟県租税教育推進協議会長賞
中山 美樹さん



国税モニター賞
木伏 寛子さん

納税で 築くよい町 わが郷土

家屋調査のお願い

平成六年中 建築家屋について

家屋調査を行っております

調査の対象は、住宅・その他を新・増・改築された家屋です。事前に案内をしてから各家庭にお伺いします。伺った際にはよ

ろしくご協力お願いします。

なお家屋等をこわされた方は、届出がないとわかりませんので、必ず役場税務課に「家屋減失届」を提出してください。用紙は役場に備えてあります。